森林・林業基本計画
（森林・林業基本法第11条　おおむね5年ごとに変更）

① 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
② 森林の多面的機能の発揮、林産物の供給及び利用に関する目標の設定
③ 森林及び林業に関する、総合的かつ計画的に講ずべき施策
④ 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

全国森林計画
（森林法第4条　15年を一期として5年ごとに樹立

① 国の森林関連施策の方向
② 森林の整備に関する事項
③ 地域森林計画等の指針

地域森林計画（民有林）
（森林法第5条　10年を一期として5年ごとに樹立）

①都道府県の森林関連施策の方向
②伐採、造材、林道、保安林の整備の目標等
③森林区分の基準、整備に関する事項等
④市町村森林整備計画の指針

樹立時
調整

国有林の地域別の森林計画
（森林法第7条の2　10年を一期として5年ごとに樹立）

①国有林の森林整備及び保全の方向
②伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

適合

市町村森林整備計画
（森林法第10条の5　10年を一期として5年ごとに樹立）

①市町村が講ずる森林施策の方向
②森林の区分、施業の方法、整備に関する事項
③森林所有者等が行う伐採、造林の規範等

森林経営計画
（森林法第11条　5年を一期として作成）

○森林所有者等が所有等する森林について自発的に作成する具体的な森林経営の実施に関する5年間の計画

一般の森林所有者に対する措置

①伐採及び伐採後の造林の届出
②森林の土地の所有者となった旨の届出
③施業の勧告　等